（様式１４）

この書類の提出期間は下記のとおりなので期日内に必ず提出してください。
提出期間：９月１３日　～１０月１４日（期日内必着）
※「前期申請」していて，且つ，前期分申請時の家族状況・収入状況・就学状況等家庭状況に変更が無い者は，全員が必ず提出しなければなりません。
後期分授業料免除を希望せず，**申請を取り下げる場合も上記の提出期間に提出が必要**です。
後期分授業料免除を希望する場合は，所定の受付期間に「新規申請」をしてください。

令和３年度後期分授業料免除申請に係る申告書
（前期申請者用）

申請日　　令和　３年　　月　　日

大阪教育大学長　殿

□初等教育（ 幼児・小学校 ）専攻【 昼間・夜間 】ｺｰｽ	
□第二部（ １年次 ・ ３年次編入【 Ｂ組 ・ Ｃ組 】）	□初等３年次編入
□学校教育教員養成課程（　　）専攻【　　】ｺｰｽ	
□特別支援教育教員養成課程	□養護教諭教員養成課程
□教育協働学科 ・ 教養学科（　　）専攻【　　】ｺｰｽ	
□大学院 教育学研究科（　　）専攻	□特別支援教育特別専攻科
□大学院 連合教職実践研究科	

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携帯電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和３年度後期分授業料免除について，下記のとおり申告します。
なお，授業料免除申請にあたり虚偽が判明した場合は，授業料免除申請の取り下げ又は免除の許可を取り消されても異議を申し立てません。

記

□１.後期分授業料免除申請基準日（１０月１日）において，前期分申請時の家族状況・収入状況・就学状況等家庭状況に変更はありません。
添付書類
□令和３年度（令和２年分）所得・課税証明書もしくは非課税証明書
※本人及び家族全員分（ただし，収入のない高校生以下のものを除く）
（前期授業料免除申請の際に長期療養者に係る書類を提出している場合は下記にチェックを入れ必要書類を提出してください）
□長期療養者に係る経費の申立書（様式７）及び経費の領収書（直近６か月分）の写し

★後期授業料徴収猶予の申請
（　　徴収猶予を希望します　　・　　徴収猶予を希望しません　　）

□２.令和３度後期分授業料免除申請を取り下げます。
取り下げ理由
□休学のため（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
□退学のため（　　年　　月　　日付退学）
□その他（　　）

※裏面の「高等教育修学支援新制度への申請状況に関する申告」も記入してください。

（様式１４　裏面）

高等教育修学支援新制度への申請状況に関する申告

令和３年度後期授業料免除申請にあたり，高等教育修学支援新制度の申請状況について，下記のとおり申告します

記

（該当する部分にチェックを入れてください）

□　大学院生・専攻科生のため，高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構　給付奨学金）の対象ではない。

□　現在，高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構　給付奨学金）の奨学生である。
（奨学生番号　　―　　―　　）

□　以下の事由に該当するため，高等教育修学支援新制度に申請することができない。

□　日本国籍を有しておらず，かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外
※確認のため，在留カード等在留資格を確認できる書類の提示を求めることがあります。

□　過去に高等教育修学支援新制度の適用を受けたが，学業適格認定により「廃止」となった

□　高等学校卒業から大学に入学するまでの期間が２年を超えている（主に編入学者）
※確認のため，後日，学歴等に関する書類の提出を求めることがあります。

□　大阪教育大学留学規定に基づき本学が留学を認め，修業年限に留学を開始したことにより，修業年限を超えている（ただし，修業年限を超えた１年に限る）

□　保有資産が２，０００万円（生計維持者が１名の場合は１，２５０万円）を超えるため，高等教育の修学支援新制度に申請できない
※申請ができなかった旨の書類（スカラネット入力画面等）を添付してください。

□　令和３年度後期の高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構　給付奨学金）に申請する予定である。
なお，９月２４日（金）までに申請（申請書の提出，スカラネットによる入力，マイナンバー提出）が行われなかった場合は，授業料免除の選考対象とならないことを確認しています。